

事務連絡  
平成30年9月

建設業関係団体事務局 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

「建設業取引適正化推進月間」に関する機関誌への広報等について（お願い）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記月間の実施については、平成30年9月21日付け国土建推第17号をもつてお知らせしたところです。

建設業の取引適正化に向けた取組は、建設業界を挙げた取組が必要であり、11月の月間を広く周知し、その実効性を高めていきたいと考えております。

つきましては、資料を送付させていただきますので、大変恐縮ですが、貴団体が発刊する機関誌等で御紹介いただければ幸甚に存じます。

また、併せて月間ポスターを貴団体あて送付させていただきますので、大変お手数ですが、傘下会員企業等への配布方よろしくお願ひいたします。

なお、ポスターの電子媒体は国土交通省の以下のHPに掲載しておりますので、御活用いただければ幸甚に存じます。

（[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html)）

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室

課長補佐 茂原（内24715）、許可係長 征矢（内24718）

03-5253-8111（代）

E-MAIL soya-m82ac@mlit.go.jp（征矢）



## 平成 30 年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、毎年 11 月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っているところであり、平成 30 年度については、下記により実施することとする。

### 記

#### 1. 期間

平成 30 年 11 月 1 日～30 日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

#### 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

#### 4. 主な取組み

##### (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

月間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

## (2) 講習会

### ① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象として、建設業取引の適正化に関する講習会を、月間内を中心を開催する。

### ② 留意事項等

建設業取引の適正化を推進するため、建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び下請取引の改善に向けた通知、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について周知する。

## (3) 立入検査

月間内は、地方整備局又は都道府県が常時行う立入検査を重点的に実施するとともに、必要に応じ、地方整備局及び都道府県による合同での立入検査として実施する。なお、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査（合同立入検査を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める

※ 講習会等の開催については、各地方整備局等のホームページ等でお知らせする予定です。詳細につきましては、最寄りの地方整備局等へお問い合わせ願います。